

介護保険法とは 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

介護保険法の概要

介護保険法は、急速な高齢化に対応するため、2000年に施行された公的保険制度です。原則として3年ごとに見直されており、2024年度からは第9期がスタートしました。

被保険者の区分と条件

介護保険は40歳以上の全員が対象で、年齢により以下の2種類に分けられます。

区分	対象者	利用条件
第1号被保険者	65歳以上	要支援・要介護状態であれば、原因を問わずサービス利用可能
第2号被保険者	40～64歳の医療保険加入者	加齢による特定疾病（全16種）による要支援・要介護状態が条件

保険料の仕組みと納付方法

介護保険制度の費用は、税金50%と被保険者負担50%で賄われます。

被保険者区分	計算方法・納付方法
第1号被保険者	市区町村が定める「基準額」に所得段階を加味（2024～2026年度平均：月6,225円）年金から天引きが基本
第2号被保険者	医療保険ごとの保険料率に基づき算出。会社員は給与天引き、自営業者は国保と一括納付

介護サービスの種類

介護保険に基づくサービスは以下の5つに大別されます。

区分	主な内容・サービス例
居宅サービス	訪問介護、通所（デイサービス）、短期入所、福祉用具貸与など
施設サービス	特養（要介護3以上）、老健（リハビリ目的）、介護医療院（2024年に療養型施設から移行）
地域密着型	夜間訪問、認知症対応型通所など（市区町村単位で提供）
介護予防サービス	要支援者対象の訪問・通所・短期入所サービス
居宅介護支援	ケアマネによるケアプラン作成、関係機関との連絡調整（費用は全額保険負担）

サービス利用までの流れ

介護サービスを利用するには、要介護（または要支援）認定が必要です。

1. 市区町村に申請（被保険者証を持参）
2. 認定調査・主治医意見書に基づき一次・二次判定
3. 要支援1～2または要介護1～5を認定
4. ケアマネジャーとケアプラン作成し、サービス利用開始

認定の有効期間は初回6ヶ月、更新は原則1年。状態に変化があれば変更申請も可能です。